

ふくおかのふくし 156号

Mar.2016

Welfare of Fukuoka



今号の内容

- 特集 負の連鎖を断つ！
福祉と司法のはざまに置かれる人々の支援 p 1
- ふくおか“きずな”フェスティバル 報告 p 4
- みんなが主役の元気な地域づくりセミナー 報告 p 5
- 社会福祉施設 種別協議会活動紹介 p 7
- 赤い羽根共同募金 p 8
- ふくふくINFO p 9

参加者1100人で
レクリエーション実践
(5頁参照)

じぶんの町を良くするしくみ

赤い羽根共同募金

この広報誌は、一部共同募金の
配分金を受けて発行しています。

負の連鎖を断つ！福祉と司法のはざまに置かれる人々の支援

刑務所等の矯正施設の受刑者には、高齢や障害のため、出所しても行き場がなく、やむなく再び犯罪を繰り返す累犯者となる人が後を絶ちません。福祉的な支援や人との繋がり等がないまま社会に戻ることで悲劇が繰り返されます。

現在、このような負の連鎖を断ち切る取組が、司法と福祉の連携により進められています。

本号では支援の担い手である刑務所や地域生活定着支援センター、受け皿となる福祉施設に焦点を当て、その取組を紹介します。

【表1】

特別調整対象者の要件

- ・高齢（概ね65歳以上）または障害（身体、知的、精神）があること
- ・釈放後の住居がないこと
- ・福祉サービスを受ける必要があると認められること
- ・円滑な社会復帰のため特別調整対象者となるのが相当と認められること
- ・本人が特別調整対象者になることを希望していること
- ・個人情報の提供に同意していること

<上記すべてに該当するもの>

福岡刑務所の取組

収容定員1900人を超える福岡刑務所では、高齢者や障害者が年々増加しており、平成26年度から彼らを支援するための福祉専門官（社会福祉士）が配置され、福祉の視点を持った処遇や退所へ向けた支援等が行われています。

刑務所で受刑者の処遇や社会復帰を支援する上席統括矯正処遇官（審査・保護担当）の松崎隆洋氏は、「高齢や障害による処遇上の配慮も行っています。障害者手帳を持つ人が少ないため、退所後を見据えた手帳取得も進めています。住所地の問題等があり、なかなか進みません。今年度は、療育手帳6件、身体障害者手帳1件の交付申請に留まっています。高齢者の介護保険申請は、もつと厳しいと感じています。」と話します。

【表2】

福岡刑務所 特別調整対象者の内訳（平成27年）

区分	人数
高齢者	14
知的障害者	3
知的・身体	2
精神障害者	1
身体・精神	1
身体障害者	1

矯正施設に収容されている自立困難な高齢者や障害者が、釈放後、円滑に社会復帰できるよう、社会内の福祉サービスにつなげる制度を「特別調整」といいます。この対象者となる要件は表1のとおりで、平成27年に特別調整制度の支援を受けて出所した人数は、表2のとおりです。

松崎氏は、「社会復帰に向けて、様々な課題があります。特に大きいのが、**長年刑務所での生活を繰り返した累犯者は、福祉にお世話になることに対する拒否感が強い**ため、福祉等に関する理解を求め、必要があることです。しかし、雑居房等で入施設の話が漏れると困るため、出所直前まで施設の詳細は伝えられないというジレンマもあります。さらに、**住所がない場合も多く、出所後の生活保護の受給申請や口座開設等に影響が出てきます。**」と強調します。

特別調整対象者の出所直後の行き先として、現在、更生保護施設や自立準備ホーム等といった中間施設が

このような特別調整対象者を福祉へ橋渡しする機関として、各都道府県に設置されている「地域生活定着支援センター」があります。刑務所としても、センターが関わることで、**受刑者が再び刑務所に入所する割合が減ってきていると評価**しているそうです。

松崎氏は「累犯者の多くは、決して凶悪犯罪者という訳ではなく、出所後に生活に困窮して行き場がなく、やむなく無銭飲食等の軽犯罪を犯した社会的な弱者なのです。彼らの更生のため、福祉の方々の理解も深めていただければ幸いです。」と福祉施設への受入れに期待を込めて話されました。

【表3】

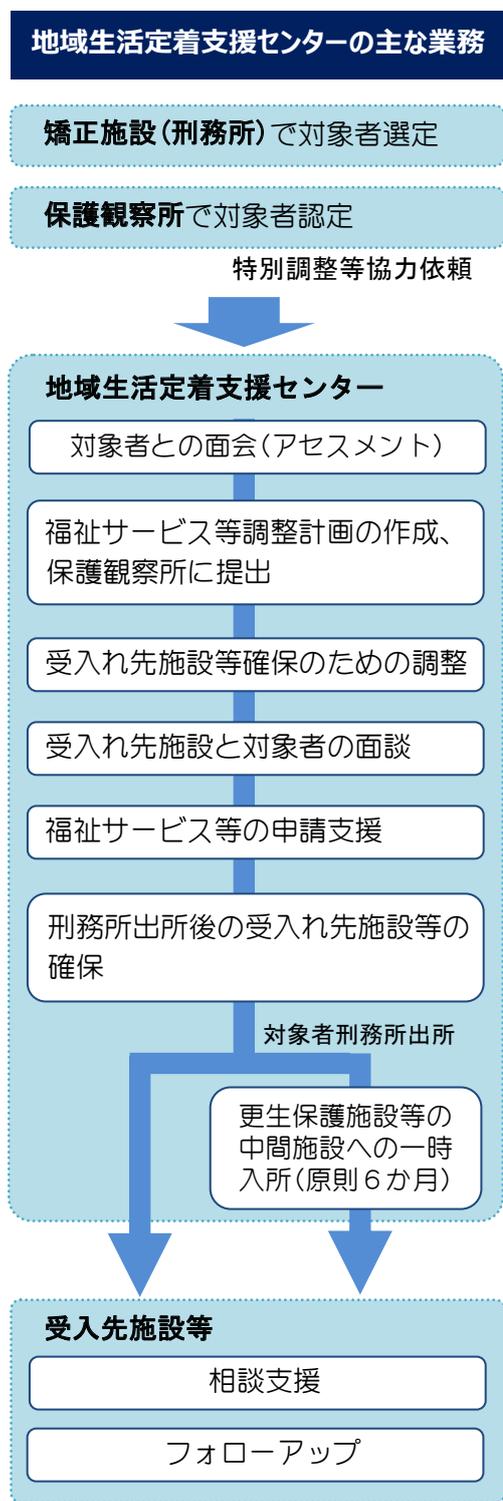
特別調整対象者 出所後の行先（平成27年）

区分	人数
更生保護施設	5
自立準備ホーム	14
障害者グループホーム	1
病院	1
アパート	1

多くを占めています。（表3）

自立準備ホームは、障害者のグループホームや老人福祉施設を運営している法人が実施していることも多く、中間施設から福祉への橋渡しの施設として機能しています。

【表4】



福岡県地域生活定着支援センターの取組

福岡県では、平成22年に地域生活定着支援センターが設置され、現在6名体制で特定非営利活動法人抱樸(ほうぼく)が運営しています。

主な業務としては次の3つがあります。(表4参照)

① コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所者を対象として、退所後の生活において必要な諸般の福祉的手立ての調整を行います。

主な支援として、対象者との面接・アセスメント、支援の方向性の検討、各種福祉サービスや障害者手帳の申請支援、受入先の選定及び確保等です。

また、矯正施設退所時に同行して、受入先への引継ぎを行います。

依頼から出所日まで概ね6ヶ月以上の期間が確保されていますが、刑期が短い等、個々の事情により、期間が6ヶ月に満たないケースもあります。

なお、コーディネート業務の大半が特別調整です。これに対し、帰宅先はあるが福祉的支援が必要な者に対する支援を一般調整と呼びます。

② 相談支援業務

既に矯正施設を退所した者及びその他センターが福祉的な支援を必要とすると思われる者について、本人又は関係機関からの相談に対する支援を行っています。具体的には、福祉事務所、医療機関などからの相談に応じています。

③ フォローアップ業務

受入先へ繋いだ後も、安定した地域生活の実現のために、一定期間継続してアフターフォローを行い、出所後も対象者に寄り添って支援します。さらに受入れ施設等に対して、処遇面の助言や合同支援会議の実施、関係機関との連携によるバックアップ体制の調整等も行います。

福岡県地域生活定着支援センターの小畑孝仁氏(今年4月からセンター長就任予定)によると、コーディネート業務よりもフォローアップ業務の数が多くなっているそうです。

「対象者の帰住先は、単身居宅、福祉事業所、更生保護施設、救護施設等入居の形態は多岐にわたっています。なお、単身居宅の場合、福祉サ-

ビスや社会資源につながりにくく、利用できる資源がないため、センターでのフォローアップが長期化する傾向にあります。フォローアップ支援中の対象者は、生活保護や年金受給による家計が大半を占めています。中には、就労による給与収入のみで生計を立てている人もいます。」と小畑氏は言います。

司法から福祉への橋渡しを行う中で、次のようなことが課題となっています。

① 矯正施設内でのアセスメント、面談回数や時間等に限界がある。素顔の本人が見えない、生活実態がつかめない等。(更生施設等の中間施設を経由することで、面会、見学、体験利用等の段取りは可能)

② 車いす等身体的理由により中間施設の利用ができないことがある。

③ 受入れ先や地域社会で受刑者に対する負のイメージが強く、不安感がある。

④ 措置権者決定や帰住地決定について、本籍地、住民票、所在地、帰住希望地等が交錯することがある。

⑤ 利用者の判断能力の低下、福祉への認識・経験不足がある。

⑥ 犯歴によつては受入れが難しい。
(性犯罪や放火犯は地域との協定
上不可という施設もある)

このように様々な課題がある中、福祉施設への受入れに際して小畑氏が心がけていることがあると言います。

「まずは福祉施設側に事前の情報提供を行っています。具体的にはフェイスイシート(アセスメント)を提供し、受入れの可否を判断いただいています。しかし、紙面のみの情報では、対象者の様子を正確に伝えることができません。過去の犯罪歴から凶悪犯と受け取られてしまうことがあります。

しかし、実際は、福祉の支援から

漏れてしまい、助けてもらえる機関や人に繋がらず、犯罪に手を染めてしまった人たちののです。罪名だけでは判断できない人間像をいかに施設側へお伝えするかが大切になります。」

最後に福祉施設にお願ひしたいこととして、「地域生活定着支援センターの働きや罪を犯した障害者・高齢者への支援についてご理解いただくとともに、『受入れてみよう』や『やってみよう』と扉を開ける福祉施設が一つでも増えて欲しいです。さらに、行き場をなくし、罪を犯した人がもう一度安心して暮らせる社会づくりの一翼を担っていただけることを期待します。」と小畑氏は語りました。

小畑氏が印象に残る福祉施設受入れ事例を紹介していただきました。

<事例>

長年にわたり受刑生活を繰り返していたAさん。一般社会での生活が短く、本人にとって、施設と言えば矯正施設というイメージで、福祉についての知識や理解はほぼありませんでした。

検討の結果、養護老人ホームに受入れの相談を行いました。

出所前にもかかわらず、刑務所で当該施設職員、措置権者の行政職員による本人面談を実施することが出来ました。その際、**ホーム内の規則、過ごし方等について、施設の方が丁寧に説明していただいたことで、本人の不安が解消されました。**

また、事前の打ち合わせや調整の結果、出所と同時に上記ホームに入所することができました。

本人がホームでの生活に戸惑うこともありましたが、その都度、施設職員が対応し、必要に応じて行政職員、当センターも含めケア会議を行うなど、話し合いの場を持つことができました。

関係者間での情報共有、連携がうまく機能したケースで、改めて**関係機関の協力が不可欠である**と実感しました。

それでは、受入れる側の福祉施設では、どのような課題があるのでしょうか。これまでに3名の触法者を受け入れた障害者グループホームさいかい(福岡市博多区)でお話を伺いました。

グループホームさいかいの取組

「触法者の受入れについては、当初大反対していました。」そう語るのは、ホーム管理者の北郷まゆみさん。

「開設して間もない事業所で、体制を整えることが先決だと思い、議論を重ねていたところ、あるスタッフの『**罪を犯した人の更生する道を断つべきではない**』という言葉がきっかけとなり、**受入れを決心しました。**

受入れるには、地域の方々の理解も必要と考え、ご近所への挨拶回りだけでなく、町内会等で説明会を行いました。大変厳しいご意見もいただきましたが、幸いにも温かく見守っていただけれることになりました。」と受入れまでの経緯をお話しいただきました。

「受入直後の触法の利用者は、環境の変化に戸惑うことが多く、ホームを飛び出したり、他の利用者刑務所にいたことを話す等のトラブルもありましたが、私達スタッフが常

に寄り添うことで、少しずつ落ち着き取り戻してきました。支援を行う上で、傾聴がとても大切だと感じています。」

また、スタッフのケアも管理者の大切な仕事です。利用者スタッフの間に入って調整することもしばしば。スタッフの専門性の強化は課題でもあり、触法者の理解に関する学習の機会が少ないので、地域生活定着支援センターをはじめとする様々な関係機関との連携は欠かせません。」

受入れる施設側のメリットについてお伺いすると、「福祉施設にとつて、地域生活移行個別支援特別加算等のメリットだけでなく、スタッフのスキルアップにつながります。そして、何よりも罪を犯した人の人生の出直しに寄り添えることが最も素晴らしいことだと感じています。私達も最初は緊張していましたが、受入れてみると素直な人ばかりでした。罪を犯しても、結局は一人の人間なのです。」と熱く語ります。

北郷さんはこう続けます。「『**行き場をなくした人々の負の連鎖を断つ**』という命題へ福祉に携わる者が取組むことは、社会全体への貢献に繋がります。」

障害ゆえに生き辛さを感じている触法者に対して、少しでも選択肢が増えることを願っています。」

3,500人が参加し、広がった輪! 強くなった“きずな”

2月21日(日)にクローバープラザ(春日市)でふくおか“きずな”フェスティバルを開催しました。これは、『共に支え合い、共に生きる地域社会の啓発・促進』を基本理念に、『子育て支援の輪』を広げ、ボランティアの『多分野交流』や『活動促進』を図ることで、福岡県の地域福祉を推進することを目的として開催したもので、県内各地で活動するボランティアら約3,500人が参加しました。この日は、ボランティア活動別分科会、親子で楽しめるイベント、まごころ製品販売会等に参加者同士の交流の輪が広がりました。

ステージイベント

クローバーホールでは、子どもたちによるダンスや太鼓の演奏が行われ、楽しいステージが繰り広げられており、来場された皆さんの笑顔であふれていました。





ボランティア活動別分科会

ボランティア活動分科会は、「高齢者」、「障害児者」、「災害」、「子育て」、「青少年健全育成」、「環境」の6分科会が行われ、各分科会参加者の皆さんの真剣な眼差しがとても印象的でした。



オープニング・開会式典・講演

今年のフェスティバルは、太宰府市立太宰府西中学校吹奏楽部(写真右上)の演奏とマーチングで華々しく開会し、素敵な音色に楽しみながら聞き入っていました。開会式典では、小川 弘毅 本会会長と中村 政子 実行委員長の挨拶の後、小川 洋 福岡県知事、井上 忠敏 福岡県議会議長から祝辞をいただき、今後の活動の大きな励みとなりました。その後の講演では、藤崎 洋子 氏が認知症を取り巻く社会環境や認知症の人の心理等の講義を行った後、劇団ぶー(写真右下)による認知症の人を抱える家族の苦悩を描いた介護劇とその解説等が行なわれ、参加者の皆さんは、認知症に対する理解を深めることができました。




親子で楽しめるイベント

木工工作や人形劇、おもちゃの修理など、子どもからシニアまで多くの世代が一緒に楽しむことができました。




福岡県まごころ製品販売フェア・食バザー

『まごころ製品』美味しいものグランプリを受賞した「米粉あんぱん」や「たまねぎドレッシング」など障害者がつくるまごころ製品を販売しました。あま〜いポップコーンの香りに誘われて、会場はたくさんの人であふれ、昼食を食べながらご家族や友達同士で談笑する姿が見られました。



【問い合わせ先】 福岡“きずな”フェスティバル実行委員会 事務局
福岡県社会福祉協議会 地域福祉部 共生社会推進課内 ☎ 092-584-3377

小さな活動でも「自分たち発」の視点で つなぎ合わせれば、支え合いにつながる

平成27年度みんなが主役の元気な地域づくりセミナー報告

―住み慣れた地域で暮らし続けるためには、住民の力を発揮することが鍵となっています。自分たちの暮らす地域に何が必要なのか、何があればもっと暮らしやすくなるのか、「自分たち発」の視点から事業や活動を考えるべき契機を迎えています―

本会では、去る2月17日（水）、福岡国際会議場（福岡市博多区）で、「平成27年度みんなが主役の元気な地域づくりセミナー」を開催し、地域福祉活動を実施している方やこれから活動しようとする方等約1100名が参加しました。

2025年以降、4人に1人が75歳以上となる超高齢社会が到来すると予測され、国では誰もが安心して暮らすことを目指す「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。

また、介護保険制度は創設から15年目を迎えた平成27年4月に改正され、多様な生活支援の充実や高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり等の考え方

が示され、各自自治体において順次検討が進められています。

本セミナーでは、「誰もが地域で普通に」暮らし続けることのできる地域社会の実現を目指し活動している全国コミュニティライフサポートセンター（通称、CLC）池田昌弘理事長をお招きし、誰もが安心して暮らすために必要なことやともに暮らすための支え合い活動等について、講演いただきました。

◆日本における人口の推移は…

「日本の人口は、昭和30年頃は人口8千9百万人、それが60年かけて1億2千8百万人まで増えて、いま減少がはじまっています。



CLC 理事長 池田 昌弘 氏

40年後には昭和30年代の人口規模（8千9百万）になっていくと予測されています。しかし、人口の構成は、14歳以下の人口が減っていき、15〜64歳の、いわゆる生産年齢人口と言われる働き手も減り、65歳以上人口は増えていきます。長生きができることはとても幸せなことですが、それをどのように豊かにしていくのかを考えていくことが大事です。」

◆全国の事例から

「私は全国各地を訪問する中で、ラジオ体操をきっかけに広がった取組が多数あることに気付きました。ある地域では、10年前に2人ではじめたラジオ体操が、今では30人くらい集まるといいます。終わった後はおしゃべりして解散するそうです。1日誰とも話さない、出かけないという高齢者もいる中で、朝起きて誰もが馴染みのある体操で汗をかき、終わるとみんなで持ち寄ったお茶を飲み、来ていない人がいれば、みんなで立ち寄り、見守りにもなっている。お金のからない優れた活動です。

もう一つの地域では、体操とウォーキングを組み合わせ、15年間も活動しています。その長い期間で、互いに気にかけて合い、困ったときにちょっとお手伝いし合う関係ができて、それが生活支援になっています。案外、このような活動はどここの地域でもあり、小さな活動から支え合いに広がっています。」

◆全国の先進事例に気付かされること

「最近、見守りや支え合いが重要と言われていますが、『見守られ』が重要です。それは、自分の存在を地域に伝え合うこと。それは見守る方も活動しやすくなるということ。それで互いを見守ることになるのではないのでしょうか。

最近感じているのは、住民の皆さんが参加者となり学習する講義形式の研修ではなく、住民の皆さんが行っているお茶会等の活動内容を発表するほうが、地域における支え合いのヒントがたくさん見つかるのではないかということです。

皆さんの地域でも様々な活動がたくさんあると思います。それを一つひとつつなげ、広がっていくことが住みやすい地域を実現していくことにつながると思います。」

その他たくさんの方の事例を交えながら、池田理事長にご講演いただきました。

参加者は「小さな活動でも、つなぎ合わせていけば、支え合いにつながる。いいヒントをいただきました。」と笑顔で話されました。

◆実践！地域の暮らしを支える

地域で支え合い・助け合い活動を実施している3団体から活動開始の経緯や取組内容、今後の展望等を報告いただきました。

①大浜社会福祉協議会

福岡市博多区の大浜社協は、地域住民が地区福祉座談会を経て、平成25年6月に「はまおう助っ人センター」を結成。活動はゴミだし、買い物、外出支援、掃除、電球交換等を行っています。

「活動では、『must』しなければならない』『できない』ではなく、『want』したい、してほしい」という観点から発想し、『できることを、できる人が、できる時に』をモットーにしています。活動は相手とつながってこそできることであり、また寄り添うことでもあります。

課題として、必要な人に活動の情報を届けること、言い出せない人にどうアプローチするか、活動者のモチベーションの維持等があります。はまおう助っ人センターは唄で伝えると『めだかの学校』みたいなもので、誰もが先生でも生徒でもない横並びです。互いの自由な発言から活動が生まれます。」



会長 本郷 清志 氏

②川瀬北区北シネマサロン

広川町の当サロンは、個人の意見を出し合う「アイデアミーティング」を行い、困りごとの意見を吸い上げ、買い物支援等を実施しています。活動の延長線上で、自分たちのできる範囲で新たな取組を行っています。

「当サロンでは、映画上映とその他の活動を組み合わせることからはじめました。月1回、脳トレ・講話・ソフト体操など組み合わせ実施し、年4回、みんなで楽しく食事をを行っています。」

アイデアミーティングの場で『歩いて行ける距離にお店がない』『自分の目で見て欲しいものを購入したい』等の意見があり、行政と1年間協議を行い、車両を無償で貸出してもらい、買い物支援者運行をはじめました。利用者には独居の方もおられ、買い物の日を一番楽しみにしている喜びられています。

この活動が続けられているのは、すばらしい仲間に出会えたこと。しかし、団塊の世代のため、もう何年かすると、支えられる側になるかもしれない。だからこそ今後継続できるように仕組むづくりの正念場だと思っています。」



代表 秋吉 實 氏

③下矢部西部地区社会福祉協議会

熊本県山都町の下矢部西部地区社協は、買い物や通院等の交通手段の確保等、住民共通の悩みを解消し、生活の質の維持向上や助け合い、生きがい、楽しみを地域で暮らす人たちにとって大切なことと考え、コミュニティカフェや買い物支援等を行っています。

「地域でひとり暮らしの高齢者、特に男性の現状を見ると、何とかしなければと思います。この地で支え合って最後まで暮らせるように高齢者の声を拾い、それを個人の問題とせず、地域の課題と捉え、その中から取り組む活動を考えられています。」

また、過去に起こった災害の経験から『避難宿泊体験』を取り入れ、体験を通し、地域住民と更なる関係強化を築いています。宿泊体験では炊き出し訓練を兼ねて一緒に食事を作り、その中の会話も大事にします。会話から地域の課題が見えてきます。

当地区には介護事業所がありません。現在行政と一体で検討していますが、公民館等を活用し、デイサービス事業が出来れば、住民の交流の場、介護予防等の実現にもつながると思っています。」



会長 津川 則光 氏

◆地域で実践！レクリエーション

セミナーでは、福岡県レクリエーション協会 佐藤靖典 専務理事をはじめ指導員の皆さんが「365日の紙飛行機」「北国の春」の音楽に乗せたレクリエーションを実演。



「座りっぱなしではどうなりますか？健康寿命が縮まる、糖尿病、認知症になりやすくなります。みんなので体を動かし、この体操を地域で実践してください。」と参加者全員で実践しました。

「社会性が低下するところから活動性が低下していきます。自分の地域のサロン活動は楽しいと自信を持ちましょう。また、元気な高齢者は、本人が一番幸せ、次に家族が喜び、まちが喜び、国も喜びますよ。」と参加者にメッセージをいただきました。

【問い合わせ先】
地域福祉部 地域課
092-584-3377

福岡県婦人保護・救護施設協議会

県内には婦人保護施設2カ所（全国48カ所）、救護施設7カ所（全国186カ所）があります。

この2種別の施設は、入所対象、手続に相違はありますが、自立支援のための、「社会資源の活用」「福祉事務所等の関係機関・医療機関・施設間の連絡調整」が共通しています。このため、共同で協議会をつくり、情報の共有化、研修を実施しているところです。

また、近年は「生活困窮者の自立支援」が国としても

重要な課題となっており、種別を問わず、各施設での取り組みの重要性が高まっています。

本協議会では、このような国の動向等の情報の共有化を図り、具体的な支援に反映させるほか、自立支援で先進的な取り組みを進めている施設関係者を招いての研修会を開催するなど、最適な自立支援を追究するとともに、各施設が積極的にその役割を果たせるよう、今後とも本協議会の活動を進めてまいります。

福岡県社会福祉法人経営者協議会

本会は、社会福祉法人の適正かつ安定的経営と入所者処遇の向上等を図ることを目的に組織した、県内社会福祉施設経営者の自主的な団体であり、現在の会員数は241法人（平成28年3月1日現在）です。

年4回程度実施しているセミナー等で、今国会において成立が図られる見通しとなっている社会福祉法改正法案や、社会福祉法人のガバナンスの強化等、社会福祉に関する最新の動向について学べる場を提供しています。

さらに、現在、社会福祉法人には、社会福祉事業の主たる担い手であると同時に、制度や市場原理では満たされない生活課題・地域のニーズについて率先して対応していく「地域における公益的な活動」が求められています。県経営協では、それらに対応する、地域公益活動の取り組みの一つとして、県内の社会福祉法人が各地区で連携し、制度の狭間で生活困窮に陥っている人々等に対して、各法人に配置されたサポーターが相談支援を行い、生活を立て直すための緊急支援を行う「ふくおかライフレスキュー事業」をモデル的に実施しています。今年度は、37名のサポーターを養成し、今後県内2地区でモデル事業を実施しながら、より効果的な

事業展開を図っていきます。

現在、各種別・社協を問わず社会福祉法人には、これまでの各法人が取り組んできた地域貢献活動だけでなく、各法人が地域で連携し、その専門性を活かしながら地域の課題に対応していくことが、非課税法人にふさわしい取り組みとして地域住民に強く期待されています。私たちは、その期待に応えるため、社会福祉法人の存在意義を発揮し、今日的課題である制度の狭間の問題に、積極的に取り組んでいきます。また、各種の情報提供も随時行っていますので、未加入の法人は、ぜひ加入いただきますようお願いいたします。



1月にふくおかライフレスキュー事業サポーター養成研修を開催しました



赤い羽根共同募金に

たくさんの温かい気持ち ありがとうございました

平成27年10月1日から12月31日まで実施した赤い羽根共同募金運動と歳末たすけあい運動では、県民の皆様からたくさんの貴重な浄財をお寄せいただきました。皆様の温かいご協力に心から感謝申し上げます。共同募金は毎年多くの募金ボランティアや関係者の方々の、「自分の町をより良くしたい」という気持ちに支えられ運動を展開しています。

身近な福祉活動を支援する共同募金の役割は年々重要になっており、お寄せいただいた浄財は、地域の高齢者や障害者・子育ての支援など地域課題解決のための活動をはじめ、児童養護施設等の中・高校卒業者の進学・就職準備の支援や災害時のボランティア活動の支援などに幅広く活用しています。

平成27年度赤い羽根共同募金実績額

7億4,910万1,817円

(内訳)

一般募金	6億4,545万1,772円
歳末たすけあい募金	1億 365万 45円



認知症の人と家族を支える活動を支援しています

厚生労働省は、2025年には65歳以上の高齢者のうち、5人に1人が認知症、その数は700万人を超えるとの推計値を発表しています。もし認知症になったらどう対応すればよいのか、不安に感じる人は少なくありません。

今年で創立35周年を迎える公益社団法人認知症の人と家族の会福岡県支部では、認知症に関する正しい知識の普及や理解の推進、認知症の人とその家族に対する相談や指導等の支援を目的に、次のような活動を行っています。

- つどいの開催（1年に24回程度）
- 電話や面接による介護相談の実施（開局日の11時から15時）
- 会報「たんぽぽ」の発行（毎月）
- 世界アルツハイマーデー記念講演会、街頭活動（年1回）など

世話人副代表の岡村さんは、「認知症に関する新しい情報やつどいの報告、様々な介護体験を伝えていくために、支部会報「たんぽぽ」の

発行はとても重要です。多くの人に読んでいただき、つどいにも参加してほしいですね。共同募金の配分金は、この会報の発行に使わせていただいています。」と話されました。認知症の人と家族を支える活動に共同募金が活用されています。



介護のつどいの様子

認知症に関する質問や悩みなど
お気軽にご相談ください。

公益社団法人

認知症と家族の会福岡県支部

☎092-771-8595

開局日 毎週火・木・金曜日
(第3火曜日・祝日を除く)

【問い合わせ先】

福岡県共同募金会

☎092-584-3388

株式会社ハローデイ様からご寄付をいただきました。

本会では、今年度もハローデイグループ様（代表取締役社長 加治 敬通様、本社：北九州市小倉南区）からご寄付をいただきました。

スーパーマーケット（アミューズメントフードホール）を経営されている同社では、地域社会への還元活動の一環として、消費者が各店舗に設置された寄付先を選んで、レシートで投票する消費者参加型の寄付を実施しておられます。この投票による比率で同社の利益の一部である1,000万円を按分し、各団体に寄付されるものです。

本会では、この寄付金を地域福祉活動の推進等に有効活用させていただきます。



福岡県民共済協同組合様からご寄付をいただきました。



本寄付は、福岡県民共済協同組合様から平成18年の組合創設20周年を契機として、毎年ご寄付いただいているもので、これまでに社会福祉協議会の子育て支援や障害者の働く場である地域活動支援センター等の活動車両購入等の費用として活用させていただいてきました。

去る1月26日（火）に行われた贈呈式では、福岡県民共済協同組合 常務理事 石丸 一宏 様（写真左）から添島 浩 本会常務理事へ目録が贈呈されました。

今回は県内の日常生活自立支援事業の推進のための活動車両購入に活用させていただきます。

福岡県民共済協同組合様、ありがとうございました。

介護福祉士・社会福祉士として働けば返還免除も！～修学資金貸付制度～

介護福祉士等修学資金貸付制度とは、介護福祉士・社会福祉士の養成施設又は実務者養成施設に在学する学生で、将来福岡県内において介護業務等に従事しようとする方に対し、資金の貸付を行う制度です。

■ 貸付対象者

- (1) 福岡県内の養成施設等又は実務者養成施設等に通学している方であること。ただし、県内に居住している方で県内及び県外の養成施設等又は実務者養成施設等の通信課程に在学している方を含みます。
- (2) 優秀な学生であると養成施設等又は実務者養成施設等の長が推薦する方であること。
- (3) 修学に際し、経済的援助を必要とすること。
- (4) 同種の修学資金又は修学に係る公的な経済支援を他者から受けていないこと。
- (5) 養成施設を卒業後、福岡県内で介護業務等に従事しようとする方であること。

■ 貸付制度の概要

貸付額	養成施設等	月額 50,000円以内
	実務者養成施設等	入学・就職準備金 各200,000円以内（各1回のみ） 生活費加算（※）
利子	無利子	貸付期間 養成施設に在学している期間
保証人	連帯保証人2名が必要	返還免除 資格取得後1年以内に、福岡県内において介護業務等に従事し、かつ5年間引き続き従事した場合

※貸付申請時に生活保護受給世帯やそれに準じる経済状況にある世帯の子等の場合、通常の貸付に加え、生活費加算を申請することができます。詳細は下記までお問い合わせください。

■ 申請手続 **養成施設等の入学後、養成施設等の窓口を通じて行います。**

【問い合わせ先】 福岡県社会福祉協議会 総務課 ☎ 092-584-3377

【お詫び】 本誌155号9頁に掲載の福岡県医薬品配置協会様からの医薬品寄贈の記事において、写真右は、福岡県保健医療介護部薬務課長山浦俊明様の誤りでした。訂正しお詫びいたします。

福岡銀行様から児童養護施設へ図書を寄贈いただきました。

福岡銀行様では、地域子ども達に「読書」を通じて、豊かな人間性や感受性を育む「学び」の機会を提供するという目的のもと、平成24年度から福岡県内の児童養護施設に図書を寄贈されています。

今年度は福岡都市圏の4つの児童養護施設に寄贈されました。

去る2月24日（水）に和白青松園（福岡市東区）で行われた贈呈式では、福岡銀行 副頭取 青柳 雅之 様（写真右端）からそれぞれの施設に目録を贈呈いただきました。

青柳副頭取は、「子どもさん達に今後必要な知識や教養を身に付け、夢や好奇心をかきたてることに役立てていただきたい。」と述べられました。

子ども達にとって貴重な贈り物となり、感謝いたします。



福祉のしごとを求め約400名が参加 ～福祉のしごと就職フェア～

本会では、去る2月6日（土）に、クローバープラザ（春日市）で、「福祉のしごと就職フェア2016 in FUKUOKA」を開催しました。

高齢社会の進展等により、福祉サービスのニーズの増大、高度化、複雑化が一層進んでいますが、若年求職者の減少等から、福祉人材不足の状況が続いています。

本フェアは、求人事業所と求職者が直接面談でき、即採用までつなげることができる場として福祉業界からの期待が高く、県内各地の事業所から定数を大幅に上回る申込みを受け、当日は高齢・障害・児童分野から160ブース、2,249名の求人がありました。



今回の本フェアには福祉現場での就職を目指して約400名の来場がありました。会場では、自らの職場や求人内容を積極的にPRする求人事業所の説明を熱心に聞きながら、将来を展望したり、就職に対する不安や悩みを解消する参加者の姿が随所で見受けられました。

また、就職面談会のほか、就活応援セミナーや福祉に関する相談コーナー、障害者のつくるまごころ製品販売コーナー等があり、どのコーナーも多くの求職者で賑わいました。

障害者の収入向上に向けて ～「まごころ製品」大規模販売会～

福岡県では、障害者施設で障害者の皆さんがつくる様々な商品・サービスを総称して「まごころ製品」と呼び、販売促進に取り組んでいます。

去る1月20日から24日までの5日間、福岡三越で第3回福岡県「まごころ製品」大規模販売会を開催しました。

初日のオープニングセレモニーでは、叶 義文 福岡県セルフセンター会長と小川 洋 福岡県知事の主催者あいさつ、原竹 岩海 福岡県議会副議長からの来賓あいさつに続き、第1回から開催に協力されている株式会社岩田屋三越と博多食文化の会に対して小川県知事から感謝状が贈られました。

販売会は、今回出店した一般社団法人「れんこん」の利用者 松村 勲さんの掛け声とともにスタートし、「年々素晴らしい製品に仕上がっている」との原竹副議長の言葉通り、県内から選りすぐりの「まごころ製品」が約4万4,000点並び、来場者の目を引いていました。

23、24日には、博多食文化の会が、障害者施設でつくられた野菜等を利用して料理を提供するチャリティイベントも行われました。

最終日には大寒波による大雪の影響もありましたが、5日間の販売会は多くの来場者で大変賑わいました。



多くの来場者で賑わいました

平成27年度 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

補償金額 (保険金額)

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,200万円	1,800万円	
	後遺障害保険金		1,200万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外来の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の 各補償金額 (保険金額) に同じ			
葬祭費用保険金 (特定感染症)	300万円(限度額)				
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)	5億円(限度額)	

年間保険料

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		300円	450円
天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)		430円	650円

(※)天災タイプでは、天災(地震・噴火・津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

●後遺障害も
フルカバーなので
安心です!!

保険金をお支払いする主な場合

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなった。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花びんを落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

ボランティア行事用保険

(普通傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動や
ボランティア活動の
さまざまな行事における
ケガ、賠償(主催者責任)
を補償!!

補償金額 (保険金額)

Aプラン・Bプランとも(Aプランは熱中症補償付)

保険金の種類		補償内容	
ケガの補償	死亡保険金	400万円	
	後遺障害保険金	400万円(限度額)	
	入院保険金日額	3,500円	
	手術 保険金	入院中の手術	35,000円
		外来の手術	17,500円
	通院保険金日額	2,200円	
賠償責任の補償	対人事故	1名・1事故 2億円(限度額)	
	対物事故	1事故 1,000万円(限度額)	

※賠償責任の補償の限度額は、補償の対象となるリスクの種類ごとに適用されます。

保険料 (1名あたり)

※A1、A2、A3(新設)の行事の内容は、パンフレットをご覧ください。

Aプラン (宿泊を伴わない行事)		
A1の行事	A2の行事	A3(新設)の行事
1日 28円 (最低保険料 560円) (最低加入人数 20名)	1日 126円 (最低保険料 2,520円) (最低加入人数 20名)	1日 248円 (最低保険料 4,960円) (最低加入人数 20名)
Bプラン (宿泊を伴う行事)		
1泊2日(2日間)	239円	4泊5日(5日間)
2泊3日(3日間)	293円	5泊6日(6日間)
3泊4日(4日間)	298円	6泊7日(7日間)
		362円

※Aプランにおける区分は、開催する行事の内容によって異なります。別途お問い合わせください。

※Bプランの行事で上記以外の日程につきましては、別途お問い合わせください。

送迎サービス補償

(普通傷害保険)

- ◆送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

福祉サービス総合補償

(普通傷害保険、賠償責任保険、約定運行費用保険)

- ◆ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

●お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ●

団体契約者 **社会福祉法人
全国社会福祉協議会**
(引受幹事保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
TEL:03(3593)6824

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
受付時間:平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。